

別記様式(第 4 条関係)

国民健康保険高額療養費簡素化申請書

(提出先) 萩市長 あて

年 月 日

(世帯主)

保険証記号番号 山 60・

住 所

氏 名

電話番号

- 【新規】 ☐ 高額療養費の支給申請書に係る手続を省略するため、下記口座へ振込みを依頼します。
また、下記注意事項に同意します。
- 【変更】 ☐ 指定した振込先口座について下記口座への変更を依頼します。
また、下記注意事項に同意します。

振込先口座	銀行・金庫 農協・漁協			本店(所) 支店(所)
預金種別	普通・当座	口座番号		
口座名義人 (カタカナ)				

【注意事項】

- ☐ 医療機関へ未払いがあった場合、返還していただく場合があります。
- ☐ 高額療養費の自動振込は、診療月から 4 か月以降となる場合があります。
- ☐ 世帯主が変わった場合や保険証番号が変更になった場合は自動振込みは停止になります。
- ☐ 国民健康保険料の滞納がある場合は、自動振込みは停止になります。
- ☐ 再審査等により支給額に変更が生じた場合は、返還等求める場合があります。
- ☐ この申出の適用以降、高額療養費支給申請書は送付されないため、医療機関ごとの明細は通知されません。
- ☐ 第三者行為又は業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いします。

《確認欄》

届出人：世帯主・代理人(氏名) (続柄)
本人確認：免許証・マイナンバーカード・()

国民健康保険高額療養費の 申請手続きの簡素化(自動振込)について

これまで、70歳以上の方のみの世帯の方は、口座の登録をされると市役所の窓口にて高額療養費の支給申請をすることなく、高額療養費の支給を受けることができていましたが、令和6年9月発送分から、70歳未満の方も「国民健康保険高額療養費簡素化申請書」をご提出いただくと、その次回以降から申請書の提出を原則不要とし、申請手続きを簡素化(自動振込)できるようになります。

振込日・振込額は、振込日前に送付する「国民健康保険高額療養費について(通知)」でご確認ください。(医療機関ごとの明細は通知されません。)

●対象となる世帯

- ・国民健康保険料の滞納がない世帯（指定口座は世帯主名義の口座に限ります。）
※70歳未満の世帯員がいる世帯については令和6年9月以降発送分から対象です。

●自動振込が停止になる場合（窓口でのお手続きが必要な場合）

- ・指定口座に振り込みができなかった場合
- ・世帯主が変更または死亡した場合
- ・国民健康保険料に滞納が生じた場合
- ・福祉医療費助成制度との合算となった場合

●その他注意事項

- ・1回の振込額が500円未満の場合、次回以降の支給分と合算して支給する場合があります。
- ・医療機関への未払いがあった場合、高額療養費を返還していただきます。
- ・再審査等により支給額に変更が生じた場合は、次回以降の支給で増額・減額調整いたします。
- ・簡素化(自動振込)の申請以降、医療機関ごとの明細は通知されません。
- ・75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に移行し、高額療養費の支給を受けるときは改めて申請が必要です。(指定口座の登録の自動移行はされません。)
- ・交通事故などの第三者行為または業務上の事故による傷病において診療を受けた場合は、ご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ

市民課保険年金係

TEL：0838-25-3147